

入札説明書

京都府立北桑田高等学校寄宿舎給食調理業務委託に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和3年8月6日

2 契約担当者

京都府立北桑田高等学校長 徳廣 剛

3 担当組織

〒601-0534 京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥15
京都府立北桑田高等学校 事務室
電話番号 075-854-0022

4 入札に関する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

京都府立北桑田高等学校寄宿舎給食調理業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

別添「京都府立北桑田高等学校寄宿舎給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 委託業務期間

令和3年9月1日から令和6年8月31日まで

(4) 委託業務を行う場所

〒601-0534 京都市右京区京北下弓削町辻ノ下4
京都府立北桑田高等学校寄宿舎内

5 入札説明書及び仕様書の入手方法

(1) 原則として、8(2)に定める競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）の提出期間までに、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

(2) 窓口配布を希望する場合は、8(2)に定める申請書の提出期間までに、3に示す担当組織へ問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 府税を滞納している者

(3) 消費税及び地方消費税を滞納している者

- (4) 審査基準日（申請書の提出期間の属する年度の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前3営業年度以上の営業実績を有しない者
- (5) 健康増進法（平成14年法律第103号）第20条に規定する特定給食施設における給食調理業務に3年以上の営業の経験を有しない者
- (6) 審査基準日の属する年度及びその前年度において、**京都府又は京都府内の公立学校**と給食調理業務の契約実績を有しない者又は当該契約を誠実に履行していない者
- (7) 審査基準日から起算して過去3年の間に**学校給食において**食中毒等の事故を起こした者
- (8) 食中毒保険に加入していない者
- (9) 従業員に対し、年3回以上安全・衛生教育を実施していない者
- (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (11) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされた者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (14) 一時的に業務の遂行が困難になった場合の危機を回避するため、代行保証制度への加入等、業務を代行できる能力が担保されている体制を整備していない者

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

ア 原則として、(2) に示す申請書の提出期間までに、**京都府教育委員会**ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、(2) に示す申請書の提出期間までに、3 に示す担当組織へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月19日（木）までとする。ただし、日曜日、土曜日、祝日及び学校業務休止期間（令和3年8月10日から令和3年8月16日）を除く。

(3) 提出場所

3に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、令和3・4・5年度給食調理業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載された競争入札参加資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからカ及びケからスの書類を省略することができる。また、京都府における他の競争入札参加資格を有する者は、その「競争入札参加資格審査結果通知」の写しを提出することで、アからウ及びカ、シの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては登記事項の証明書、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ 消費税納税証明書

エ 営業経歴書（別記第3号様式）

オ 営業実績調書

カ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書等）、個人にあっては、所得税の確定申告書の写し

キ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）

ク 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別記第5号様式）

ケ 食中毒等の事故に関する申告書（別記第6号様式）

コ 食中毒保険の加入契約書の写し（原本証明すること）

サ 従業員に対する安全・衛生教育に関する書類（研修記録、研修資料等）

シ 役員等調書（別記第6号様式の2）

ス 業務を代行できる能力が担保されている体制の整備に関する書類（代行保証制度への加入証明書の写し等）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

6及び7について参加資格があると認定された者は、京都府立北桑田高等学校寄宿舍給食調理業務委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、競争入札参加資格審査結果通知書（別記第7号様式）により、申請書を提出した者に通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。

12 参加資格審査申請書記載事項の変更

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第8号様式）により当該変更に係る事項を京都府立北桑田高等学校長（以下「校長」という。）に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6に該当する者若しくは7各号のいずれにも該当しない者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立した法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、競争入札参加資格承継審査申請書（別記第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格適否を審査し、その結果を競争入札参加資格承継審査結果通知書（別記第10号様式）により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又はその品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオにより、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に

- 当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (2) (1)により参加資格を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知する。

15 仕様書に係る質問・回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期間

令和3年8月6日（金）から令和3年8月19日（木）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

イ 提出方法

持参、郵送又はFAX送信（期限必着）による提出
（FAX送信の時は、質問書原本を入札当日持参してください。）

ウ 提出先

京都府立北桑田高等学校 FAX番号 075-854-0310

エ 質問書は、別紙様式4を使用してください。

オ 宛先は「京都府立北桑田高等学校長」としてください。

カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として扱います。

(2) 回答書の交付

ア 日時

令和3年8月20日（金）午後1時から午後4時までFAXにより交付します。

イ 入札参加希望者全員に質問事項がない場合は、その旨を各社に連絡し回答書の交付はいたしません。

(3) 質問書及び回答書の扱い

ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件になります。

イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行います。

16 入札日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月23日（月）午後2時

イ 場所 京都府立北桑田高等学校 会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出することとする。 この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府立北桑田高等学校寄宿舎給食調理業務委託 入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 提出された入札書は、書換え、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 書類の記入、作成に当たっては、＜記入例1～6＞を参考にすること。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - ケ その他入札条件に違反した者
 - コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (12) 落札者の決定方法
- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 17 使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 18 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 19 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 20 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第3号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- 21 契約書の作成の要否
要する。（別紙契約書（案）により作成するものとする。）
- 22 その他
- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
 - (3) 入札説明書、契約書（案）、仕様書及び別添資料等については、入札後速やかに返却すること。
 - (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。